

## 2 虐待対応の状況

資料2-1 虐待通告件数(延件数)

区分 児童相談所	通告受理
中 央	315
鎌倉三浦	195
小 田 原	204
相 模 原	317
厚 木	307
計	1,338

区分 児童相談所	20年度	19年度	18年度
中 央	402	276	242
鎌倉三浦	196	184	110
小 田 原	160	124	135
相 模 原	339	260	237
厚 木	245	199	145
計	1,342	1,043	869

資料2-2 虐待内容別相談状況

区分 児童相談所	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
中 央	147	162	99	8	416
鎌倉三浦	56	112	65	4	237
小 田 原	52	90	64	6	212
相 模 原	116	193	71	6	386
厚 木	131	93	158	9	391
計	502	650	457	33	1,642

資料2-2心理的虐待(再掲)

区分 児童相談所	DV
中 央	41
鎌倉三浦	23
小 田 原	20
相 模 原	15
厚 木	80
計	179

資料2-3 年齢別虐待相談状況

区分 児童相談所	乳児	学齢前							小学生	中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計					
中 央	34	23	23	25	27	27	6	131	147	69	33	2	416
鎌倉三浦	26	9	11	14	16	17	8	75	80	39	16	1	237
小 田 原	12	16	11	21	6	15	9	78	77	33	9	3	212
相 模 原	28	27	22	25	31	26	9	140	143	51	20	4	386
厚 木	20	25	27	21	23	24	13	133	138	69	30	1	391
計	120	100	94	106	103	109	45	557	585	261	108	11	1,642

資料2-4 主な虐待者別相談状況

区分 児童相談所	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
中 央	150	18	238	4	6	416
鎌倉三浦	90	8	136		3	237
小 田 原	75	8	127		2	212
相 模 原	91	20	267	4	4	386
厚 木	141	38	195	7	10	391
計	547	92	963	15	25	1,642

資料2-4で実質的に実父母が虐待していたもの(再掲)

区分 児童相談所	実父母
中 央	27
鎌倉三浦	22
小 田 原	44
相 模 原	78
厚 木	44
計	215

資料2-5 経路別虐待相談状況

区分 児童相談所	家族						小計	親戚	近隣・知人	子ども本人	福祉事務所		町村役場	児童委員	保健機関		医療機関
	虐待者本人			非虐待者							市	県			市町村	県	
	父親	母親	その他	父親	母親	その他											
中央		14		12	28	7	61	6	67	7	51	4	25	5	1	3	18
鎌倉三浦	1	8		5	8		22	8	6	2	64		25	7			4
小田原	6	9			17	6	38	5	32	2	17	11	15		10		1
相模原	4	36		22	9	9	80	7	65	2	46			1		1	7
厚木		15		7	10	5	37	6	67	3	24	1	7	4			10
計	11	82	0	46	72	27	238	32	237	16	202	16	72	17	11	4	40

区分 児童相談所	警察等	児童福祉施設等		教育機関等			他児相	DV関係機関	その他				計
		保育所	その他	幼稚園	学校	*1 その他			支援C等	子育て 団体	民間 *2 その他		
												中央	
鎌倉三浦	46	5			25	7	15				1		237
小田原	27	3			31	1	16	3					212
相模原	88	1	2		33	2	48	1		1	1		386
厚木	148	3		1	36	2	37			1	4		391
計	390	20	4	3	178	13	136	4	0	3	6		1,642

\*1「教育機関・その他」;教育委員会・教育相談・青少相等

\*2「その他・その他」;左記のいずれにも該当しない者・機関等。児相による主体的認定は実際の相談経路で計上し、ここには含まない。

資料2-6 家族構成別虐待相談状況

区分 児童相談所	実父母	父子	母子	実父・ 実母以外の母	実父以外の父・ 実母	その他	計
中央	226	30	99	16	33	12	416
鎌倉三浦	145	4	47	4	16	21	237
小田原	94	5	42	7	8	56	212
相模原	169	20	113	10	41	33	386
厚木	211	14	98	8	47	13	391
計	845	73	399	45	145	135	1,642

## 資料2-7 児童福祉法対応状況

### (1) 司法機関との連携等に関するもの

区分	児福法28条1項 (措置の家裁承認)		児福法28条2項 (措置の更新承認)		防止法 8条の2	児福法29条 防止法9条1項 立入調査		防止法 9条の2 1項	防止法9条の3 1項 臨検・捜索等	
	申立 件数	承認 件数	申立 件数	承認 件数		出頭 要求	指示書 発行のみ		調査実施 (*1)	再出頭 要求
児童相談所										
中 央		2								
鎌倉三浦						1				
小 田 原	1	1								
相 模 原						1				
厚 木		1	2	2			2			
計	1	4	2	2		2	2			

区分	防止法10条に基づく警察への援助依頼						その他の 警察への援助依頼 (*4, 5)	
	立入調査		臨検・捜索等		その他(*3) (安全確認・一時保護)			
	依頼 のみ	実働 (*2)	依頼 のみ	実働 (*2)	依頼 のみ	実働	依頼 のみ	実働
児童相談所								
中 央						1		1
鎌倉三浦						2		
小 田 原								
相 模 原	1							
厚 木		2					1	
計	1	1	0	0	0	3	1	1

(\*1)「調査実施」； 指示書を発行し、実際に児童の安全を確認し目的を達成した場合。家庭訪問しても目的を達成できなかった場合は計上しない。

(\*2)「実働」； 目的の達成不達成は関係なく、警察署員が実際に出勤し何らかの動きを取った場合はすべて計上する。

(\*3)「その他」； 立入調査をせず、児童の安全確認または一時保護をする際に援助要請を行った場合。

(\*4)直接、警察へ依頼した児相が計上。必ずしもケースを担当する児相が計上する訳ではない。

(\*5)防止法10条が適用されるもの；

①児童の安全 ②児童の一時保護 ③立入調査 ④臨検・捜索

防止法10条が適用されないもの；(例)強引な児童引き取り要求への対応、保護者面接の同席、その他、上記①～③以外で警察の援助が必要と判断される場合 \*ただし本統計では虐待事例に限定

### (2) 一時保護・措置等に関するもの

区分	児福法33条一時保護委託(*1)					児福法27条1項3号措置委託(*2)			
	乳児院	一時 保護所	児童養護 施設	里 親	その他	乳児院	児童養護 施設	里 親	その他
児童相談所									
中 央	7	67	11	2	6	2	8	4	2
鎌倉三浦	1	10			3	2	1		
小 田 原	1	6	1	1		2	2	1	
相 模 原	18	58	1	29	21	12	20	3	6
厚 木	5	34		1	4	2	1	1	
計	32	175	13	33	34	20	32	9	8

\*1 法33条一時保護・施設措置については、当該年度虐待相談受理ケースのみを対象とする。

\*2 同一児童について、複数回の一時保護があった場合、当該年度内分はその都度計上する。

区分	職権による一時保護(*3)					
	乳児院	一時保護所	児童養護施設	里親	医療機関	その他
児童相談所						
中央	1	18				
鎌倉三浦		1				
小田原		7	4			
相模原		3				
厚木		1				
計	1	30	4	0	0	0

\*3 「職権一時保護」;

係属中の全ての虐待ケースで、保護者からの引き取り要求等に応じない目的で、

- ①保護者の意向を確認せず、または意向に反し、在宅から一時保護を行った場合
- ②保護者の同意による一時保護中に、保護者の意向に反し一時保護を継続した場合
- ③保護者の同意による措置中に、措置解除し一時保護を行った場合

区分	防止法11条3項	防止法11条4項*4	防止法11条5項		防止法12条 面会・通信の制限(*5)								防止法12条の4 1項*6							
					1項				3項											
					全部制限		1号		2号		住所情報のみ制限									
					施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童								
児童相談所																				
中央																				
鎌倉三浦																				
小田原																				
相模原																				
厚木																				
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

\*4 「防止法11条第4項一時保護・施設措置」;防止法11条4項の規定に基づき一時保護、施設措置等を行った件数を計上する。

\*5 「面会制限」「通信の制限」;同一児童の保護者に対し、制限と解除を繰り返した場合、制限をかける都度計上する。

\*6 「接近禁止命令」;命令に係る期間(6ヶ月)を更新する場合には、再度計上する他、解除後に再度命令を発する場合には随時計上する。

### 資料2-8 主な虐待の背景(\*ケースの最初の処理時点で計上。複数選択有り)

区分	保護者										対人葛藤					家庭		計	原因不明	
	精神病	精神障害以外の 精神疾患の疑い	精神障害	知的障害	未熟		依存症		虐待歴	暴力的性格	パートナー		親子間			親族間	経済的困窮			社会的孤立
					未成年	その他	アルコール	薬物等			DV	DV以外	育児不安	一方的しつ	その他					
児童相談所																				
中央	25	20	29	14	2	57	5		15	48	5	12	60	37	8	20	3	360	56	
鎌倉三浦	28	5	9	2		76	1		6	31		1	24	29	7	9		228	9	
小田原	11	1	7	4	1	46	7		9	26	9	10	32	17	2	27		209	3	
相模原	35	24	27	2	2	88	6	6	25	22	12	26	45	27	2	20	4	373	13	
厚木	49	3	22	10	7	49	7		50	53	10	16	25	25	7	18	2	353	38	
計	148	53	94	32	12	316	26	6	0	105	180	36	65	186	135	26	94	9	1,523	119

資料2-9 年度別虐待相談取扱い状況(21年度分は資料2-2に掲載)

年度(平成)	児童相談所	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
16年度	中 央	117	118	71	2	308
	横 須 賀	60	259	66	5	390
	小 田 原	50	58	21	3	132
	相 模 原	147	150	62	9	368
	厚 木	166	104	38	6	314
	計	540	689	258	25	1,512
17年度	中 央	95	74	90	4	263
	横 須 賀	69	233	65	3	370
	小 田 原	50	66	26	2	144
	相 模 原	95	103	41	7	246
	厚 木	82	94	31	9	216
	計	391	570	253	25	1,239
18年度	中 央	112	221	92	5	430
	横 須 賀	27	109	48	1	185
	小 田 原	48	72	39	5	164
	相 模 原	135	126	42	7	310
	厚 木	120	89	31	10	250
	計	442	617	252	28	1,339
19年度	中 央	132	220	111	8	471
	横 須 賀	54	117	61	1	233
	小 田 原	51	72	33	1	157
	相 模 原	152	114	42	9	317
	厚 木	114	85	48	13	260
	計	503	608	295	32	1,438
20年度	中 央	154	180	187	6	527
	横 須 賀	48	104	96	2	250
	小 田 原	59	70	58	3	190
	相 模 原	118	209	145	4	476
	厚 木	114	96	102	9	321
	計	493	659	588	24	1,764

<中央児童相談所虐待対策支援課(子ども家庭サポートチーム)>の活動実績

資料2-10 虐待対策支援課(子ども家庭サポートチーム)の事業別活動実績

分類	項目	回数	事例数	
家族巡回相談	児童相談所支援	137	187	
	内数	家族評価・家族面接		1
		医師等による子ども及び親面接		13
		施設・里親支援		21
		市町村等関係機関		4
		その他カンファレンス		148
法律相談	法律相談	41	71	
	内数 弁護士による子ども面接	0	0	
調査面接	司法面接の手法を用いた事実確認面接	—	15	
施設支援	施設での合同委員会等	8施設	83回	
重大事例の検証	要保護児童	—	0	
市町村支援	パートナーシップ事業(モデル市派遣)	60	—	
		事例数	回数	
医療サポート事業	親子関係評価	4	39回	
	精神医学的・心理学的評価	5		
	カウンセリング・セカンドオピニオン	0	0	

＜かながわ子ども虐待ナイトライン＞

資料2-11 かながわ子ども虐待ナイトライン虐待通告受付状況

項目(内容)		件数
受付	(通告)	41
	(相談等)	136
	(その他)	59
計		236

資料2-12 通告内容の内訳

内訳			
区分	項目	件数	
経路	家族	9	
	児童本人	1	
	親族	2	
	近隣・その他	29	
	小計	41	
該当地域	県所管域	中央	11
		鎌倉三浦地域	1
		小田原	4
		相模原	5
		厚木	9
	その他(所管外)	11	
	小計	41	
虐待内容(重複有)	身体的虐待	26	
	ネグレクト	13	
	心理的虐待	4	
	性的虐待	1	
	不明	5	
	小計	49	

内訳			
区分	項目	件数	
主な虐待者(重複有)	父親	14	
	母親	26	
	その他	4	
	不明	8	
	小計	52	
児童の年齢(重複有)	乳児		
	幼児	1歳	
		2歳	4
		3歳	2
		4歳	4
		5歳	2
		6歳	1
	小学生		14
	中学生		3
	高校生及び中卒		7
	その他		
	不明		11
	小計		48

\*資料2-12は、資料2-11より再掲

＜児童相談所親子支援チーム＞の活動実績

資料2-13 親子支援チーム実績

児童相談所 項目			中央		鎌倉三浦		小田原		相模原		厚木	
			回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
家族（直接的）支援	家族アセスメント	子	5	102	6	29	1	85	3	19	0	0
		保護者	61		19		82		7		0	
		合親子	36		4		2		9		0	
	支援プログラムの実施	子	8		6		6		2		9	
		保護者	282		16		110		128		317	
		合親子	81		52		14		22		17	
	その他	14	98		62		19		0			
小計	487	64人	201	47人	277	65人	190	49人	343	30人		
スタッフ（間接的）支援	家族アセスメント		396	84	250	364	387					
		(266)※	(63)※	(171)※	(275)※	(360)※						
	支援プログラムの作成・検討	350	81	51	303	1,194						
	その他	4	606	192	4	0						
小計	750	292人	771	88人	493	297人	671	365人	1,581	354人		
総支援回数			1,237	972	770	861	1,924					
支援ケース数（実児童数）			297人	88人	312人	381人	356人					

※「施設入所児童の家族再統合・再構築に関わるヒアリング調査」におけるヒアリング実施数(内数)

## 資料2-14 保健師業務実績

### 1 保健師業務の内訳

厚生労働省の保健師活動調査をもとに、半日を1単位として業務従事状況を割合で示したもの。

区分 児童相談所	総計 (%)	個別への対応						小計
		面接	訪問	ネット 会議等	健康教育	援助方針 会議	その他	
中 央	100	3.6	23.2	11.0	4.0	11.4	10.6	63.8
相 模 原	100	8.4	43.0	11.0	12.0	9.0	0.0	83.4

区分 児童相談所	地域との連携				その他			
	保健所 連絡会議	保健師と の 連絡会議	関係機関 連絡会議	小計	児相 保健師 連絡会議	研修	その他	小計
中 央	0.2	1.2	11.2	12.6	1.2	3.4	19.0	23.6
相 模 原	1.0	1.4	3.0	5.4	1.2	1.0	9.0	11.2

### 2 活動内容

#### (1) 個別への対応の内訳

区分 児童相談所	総数 (件数)	面接	訪問	ネット 会議等	健康教育
中 央	215	22	133	45	15
相 模 原	441	77	233	62	69

#### (2) 保護所に関する業務内容

- ・保護児についての健康教育(性教育、タバコ等について)
- ・新型インフルエンザ等感染症の予防対策及び発生時の対応
- ・歯科健康教育(平塚・茅ヶ崎保健福祉事務所との連携事業)

#### (3) 地域との連携の状況

- ・保健福祉事務所との連絡会議
- ・母子保健担当保健師との連絡会議
- ・県都市町村児童相談窓口担当保健師との連絡会議
- ・茅ヶ崎市、保健福祉事務所、児童相談所における児童虐待予防連携システム構築モデル事業
- ・児童養護施設への思春期保健面の支援